

令和5年3月22日

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
三重用水管理所長 川地 悟

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 LPガス単価契約(三重用水管理所)
2 施 行 場 所 三重県三重郡菰野町菰野7961-2
3 期 間 令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が愛知県・岐阜県・三重県内に所在すること。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3) 提出期限 令 和 5 年 3 月 31 日 12:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人 水資源機構 三重用水管理所 あて
FAX 059-393-1819
- 5) 質 問 書 令 和 5 年 3 月 24 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、締切日翌営業日の12:00までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和4年4月3日 12:00までとします。
- 7) そ の 他
- ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 4 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

LP ガス単価契約仕様書

(令和5年3月)

独立行政法人水資源機構 三重用水管理所

1. 品名, 規格, 見積単位, 年間使用予定数量

品名	規格	見積単位	年間使用予定数量	備考
LP ガス	い号	m ³	30 m ³	

2. 供給場所

三重県三重郡菰野町菰野 7961-2

独立行政法人水資源機構三重用水管理所

三重県三重郡菰野町菰野 1594-3

菰野寮

3. メーター器の設置

ガス供給に当たってはメーター器を設置し、各月分の使用数量は当該メーター器の検針によるものとする。

4. 安全点検

供給者は、ガス設備及び器具の安全を期するため、月1回以上の点検を行うものとする。

5. 代金の支払

供給数量の代金は、月1回支払を請求するものとする。

令和5年3月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
三重用水管理所長 川地 悟 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年3月22日に交付されたLPガス単価契約(三重用水管理所)の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴収に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

単 価 契 約 書

1. 契約内容 L P ガ ス
2. 契約単価 円/㎡
3. 供給場所 独立行政法人水資源機構三重用水管理所
菰野寮
4. 契約期間 自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月31日

上記物品の供給について、独立行政法人水資源機構三重用水管理所（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは次の条項により契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、発注者の業務に支障のないよう頭書の物品を頭書の単価をもって、頭書の場所へ頭書の期間供給するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（確 認）

第3条 受注者は、第1条の供給について当該月分の数量を検針し、発注者の確認を得るものとする。

（代金の請求）

第4条 受注者は、前条の確認を得た当該供給数量の代金について、月1回支払を請求するものとする。

請求書の提出先は、三重用水管理所 総務班 とする。

請求書の宛名は、独立行政法人水資源機構三重用水管理所長 とする。

(代金の支払)

第5条 発注者は、前条により適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

(発注者の解除権)

第6条 発注者は、受注者が次の各号の1に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 二、受注者が契約の解除を申し出たとき。

(契約外の事項等)

第7条 この契約に定めない事項、又はこの契約の事項に疑義を生じた場合は、発注者、受注者が協議して定めるものとする。

(附則)

1. 上記契約の証として、本書2通を作成し発注者、受注者が記名押印して各自1通を保有する。

令和5年4月1日

発注者 三重県三重郡菰野町大字菰野 7961-2
独立行政法人水資源機構分任契約職
三重用水管理所長

受注者